

令和3年第4回定例会議事日程（第3号）

令和3年12月10日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

梅津義信 議員

矢岡 匡 議員

岸本加代子 議員

山本定生 議員

向野倍吉 議員

令和3年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和3年12月10日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月10日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	建設課長	和才 薫
教 育 長	江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充
統括課長兼 未来まちづくり課長	守口 英伸	上下水道課長	奥家 照彦
総務財政課長	奥本 仁志	教 務 課 長	小原 弘光
住 民 課 長	石丸 順子	吉富あいあい センター所長	工藤多津子
税 務 課 長 会 計 管 理 者	別府 真二	危機管理室長	友田 哲也
福祉保険課長	岩井 保子	検査会計室長	奥本 恭子
子育て健康課長	石丸 貴之	吉富保育園長 吉富幼稚園長	鍛治 淳子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いをいたします。

発言は、必ず議長の許可を得てから発言していただきます。

また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、意義深い会議でありますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

引き続き、マスクの使用、コロナ対策によろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、横川議員、2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は、通告の内容に沿ってお願いいたします。

また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることがないようにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内としておりますので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守していただきます。

梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 質問の前に、コロナ対策でありまして座ったままでよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。（「立ってください」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

議員は立つんじゃないの、最初は多分。そのためにこれを作ったんです。

○議員（7番 梅津 義信君） はい。確認でございました。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

今議会は2021年の最後の定例議会ということで、職員の皆様も今年はコロナ禍で大変御苦勞されたことと思われまふ。最後の議会に共に意見を出し合い、有意義な一般質問となることによつて、ますますこの吉富町の発展を願うところです。

では、一般質問を通告書に従い、通告を只今より行います。

この通告内容については直接、吉富町が管理している案件ではないんですけれども、今年の1月ぐらいから山国大橋の街灯が消えておりまして、そのことについては住民・町民の方から要望を受けまして、私、直接管理者が町ではないので、大分県土整備事務所のほうにいろいろお願いをしてきた折に協議会の地方重鎮の関係者の方より「梅津議員、それはちょっとおかしいじゃないか」と。「町をないがしろにすることはいかがなものか」という御指導を頂いて、それがありましたので6月議会において山国大橋を照らす街灯の消灯について執行部にお伺いをし、意見の共通一致に感謝の意を示した私でございます。

○議長（是石 利彦君） 質問にお入りください。いいですか。

○議員（7番 梅津 義信君） この1番、安心安全のまちづくりについて。

①キグナス交差点から役場間の県道の歩道設置についてというところでございますけれども、これも県の管理でありますので、直接的には11月に行われました議会報告会で出された問題ですけれども、要望ではありますけれども、それ以前から私のところにはこの要望が届いていまして、どのように持っていくべきかと自分なりに悩んでいて、県土整備事務所のほうへまた町議の立場で要望活動をしようかなと思っていたんですけれども、山国大橋の件がございましたので、これは単独で動くともた御指導を頂いても、その方の顔を潰すことになるのかという思いがありまして、このたび一般質問で直接の管理者は県土整備事務所なんですけれども、町当局と共通の認識を勝ち得るためにという目的でこの件を取り上げました。

それでは、通告に従って1番から、できれば一問一答という形でお答え願えたら幸いです。

(1)です。交通量が多い中、歩道がない現状をどのように認識しておられますか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 座って回答させていただきます。失礼いたします。

御指摘の路線につきましては、県道吉富港線でございます。この県道吉富港線のバイパス道路として現在、蔵屋から電源道路、そして将来は中津市のダイハツ道路へ延びる路線として現在更新工事を行っているところです。

これまでキグナスより南側にあります県道吉富本耶馬溪線につきましては、近年やっとな歩道が整備をされ、歩行者の安全確保が図られました。この吉富港線におきましても、行く先には役場、病院、駅などがございますので、歩道が整備されることが最善だと考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今朝も私は、その今言われるキグナスから南側の道路を通ってき

ました。近年、歩道もついて2車線になって右折車線ができたおかげで非常に便利になりました。これもやっぱり町民の共通認識、議会と執行部の共通認識で、直接の管理者が我が町ではないんですけれども、これが実現したというふうに認識しています。

今、課長が言われたことは、まさにそのとおりだというふうに、私と共通の認識を得たというふうに捉えております。

それでは、(2)番目です。町民の皆様からの設置に関する声は届いていますか。

○議長(是石 利彦君) 建設課長。

○建設課長(和才 薫君) 要望という正式な形では、これまで役場にはなかったというふうに把握をしております。しかしながら、いろいろな場面にて「歩道があればいいよね」程度の御意見は耳にすることがあります。

以上でございます。

○議長(是石 利彦君) 梅津議員。

○議員(7番 梅津 義信君) この間、私の一般質問というのは、執行部に要望は「お声は頂いていますか」と聞くと、「いや、聞いていませんね」とか、「初耳ですね」、「全くないですね」と飼い慣らしみたいな感じですけど、私のところには結構、声が来るというのは、それだけ私に話しやすいというか、私がフランクな人間なのかということを改めて認識しながら、3番目の質問をしたいと思います。

では、(3)番目の項目に移ります。道路管理者である県土整備事務所へ過去、設置要望をしたことがありますか。していなければ、今後要望する予定はありますか。

○議長(是石 利彦君) 建設課長。

○建設課長(和才 薫君) 昨今、本町と県土整備事務所とは非常に良好な関係を保ち、各種事業にお力添えを頂いているところです。

現在、蔵屋から伸びるバイパス事業につきましても、昨年来スピードを上げまして一生懸命に取り組んでいただいているところです。町としましては、まずこの道路を早期に完成をさせ、中津市や近隣市町を含めた地域全体の浮揚を図るよう要望を行っているところでもあります。

さすがに関係はいいといたしましても、「あっちも急いでください。こっちもつくってください」ということでは、幾ら関係性がよいといいましても、なかなか難しいところもあろうかと思っておりますので、まずはすぐに要望という形でなく、まずは投げかけを県のほうへ行っていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長(是石 利彦君) 梅津議員。

○議員(7番 梅津 義信君) 何事もぱっと斬新にぶつけるよりも、こういうことで吉富町民も

困っていますと、危険道路で歩道というか、歩く幅もないところなので、非常に危険箇所であるということ投げかける、なかなかお役所の管理の方の言葉は、なじみがない言葉が多々あるんですけど、投げかける、非常によい言葉の響きを頂いて、町民と町民の代弁者である私と担当課長の認識が一致したということで大変高く評価したいと思います。

続きまして、2番目のキグナス交差点からスーパー川食間の県道が夜間非常に暗いことについて。

これももう夏前ぐらいから私、頂いていたんですけども、冒頭に言いましたように、もっと聞いていいのかなと悩んでいて、暴走してもいけないなと思って今回上げたわけですけども、それで今の夜間非常に暗い現状を認識していますか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） このことにつきましては、先般開催をされました議会報告会の議事録を議会事務局より執行部のほうは頂いております、その中に町民の方より同様の御質疑がございましたので、議会よりのアクションがございます前ではあったんですが、建設課のほうにて先行して調査を行わせていただきました。

具体的には、キグナス側から行きますと、コインランドリーがあるところ、そこまでは十分明るさが保たれているとは思いますが、そこから川食の交差点までの間、約30メートルが暗いということ把握しております。

また、スーパー川食の閉店時間が先般もう1年前になりますか、早まったことによりまして閉店後、その駐車場の沿線も暗くなるということが把握できました。この件につきましては、本来もう少し私たちがアンテナを立てて川食の閉店時間が早まった段階で即座にしっかり調査をしておれば、もっと早く把握できたのではなかったのかなということで考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、課長がされた答弁の中で、議会大体、議会報告会で参加者の方から頂いた内容については、我々議員全員で精査した中で執行部に持って行って、これはどうしますかということで従前やってきたんですけども、今回はそのような手続を踏む無駄じゃないですね、必要性でもないですね、無視でもないですね、それを抜かしてやっていただいたということは、この1年、2年なかなか行政懇談会等がコロナでできていない中で、町のほうも住民の皆様のお声を敏感に把握したいという意思の表れではないかと感謝しているところです。

それで、（2）番目の町民の皆様からの街灯設置に関する声は届いていますか。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 今お話ししています当該地につきましては、2年ほど前に自治会要

望にて、旧渡辺病院跡地の前にLED製の街灯を設置した経緯がございます。

先ほども申しましたが、その先のコインランドリーは24時間明かりが灯っていることもあり、これまでは暗いという認識はなく、今回の町民の方の御意見をもって調査し、確認できたところ
です。

また、その他の地域につきましては、町にて以前は一時期、街灯を減らすという方針を取って
いた関係から、自治会要望とは昨今、減少の傾向にございます。代わりに、個別に街灯が欲しい
といった御意見をいろいろな場面で聞くことが多くなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 分かりました。

では、（3）番目です。街灯の設置についての町の考えを伺います。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 現在、町内の街灯につきましては、町が設置管理するものとして、
幹線道路沿いや自治会の間をつなぐ道路などに設置しているものと、各自治会が設置をし、町が
助成をさせていただいて管理をしている集落内にある街灯に大きくは2つ分類されます。そして、
それぞれが管理を行っているという状況でございます。

本町では街灯の設置につきましては、原則的に個人ごとの要望では収拾がつかなくなることも
ございますことから、土木要望やカーブミラーの要望と同様に、自治会要望を基本としていると
ころでございます。ただ、自治会の要望を基本とさせていただいております、その要望の際に、
ここは町で設置すべきところか、ここは自治会で設置をすべきところかというところを併せて自
治会長と協議の上、判断をさせていただいているという状況でございます。

近年、自治会要望以外にて町民の方々から、どこそこが暗く危険との御意見をいろいろな場面
で頂くことが多くなっており、先般の議会全員協議会におきましても報告させていただきました
ように、少し前より町の全職員にて手分けをして実際に町内の県道や町道を全線歩いてみての実
態調査を実施をしてきました。現在は調査結果の集計を行っています。

ちなみに、今回御質問の当該地におきましては、2つの課から実態調査にて、暗く、街灯の設
置が必要との調査結果が上がってきているところでございます。

また現在、町では、より安心、安全なまちづくりに向けて、暗く、防犯上、危険な場所につい
ては、積極的に街灯を設置させていただいております。これからは、当該地はもとより必要と判
断される場所につきましては、町にて設置あるいは各自治会長と相談や協議をさせていただき、
街灯の設置を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 大変心が温まる御答弁を頂き、この12月の忙しい中、感謝しております。

最後に、私の意見です。防犯防止はもとより、このコロナ禍で暗い世相の中、町を暗くしないためにも、街灯の設置について共通の認識を持って取り組んでいけたらというふうに要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 本日は、エデュケーション（能力を導き出すという本来の意味合いから単に教育と訳すより発育のほうに主眼を置いている）について1問、質問を行います。

我が国では少し前に、中高年層のひきこもりの多さが驚かれ、8050問題——ハチマルゴーマル問題、ハチゼロゴーマル問題、ハチジュウゴジュウ問題ともいわれました。中高年層の40歳から64歳で、その該当の年齢のことだったと思います。

また、若年層、15歳から39歳までのひきこもりの数と合わせますと100万人を優に超える数値も出ております。

そして、9060問題といった言葉も出てき始め、孤立死、無理心中、親の死体遺棄、親の年金・生活保護費の不正受給、自身の生活保護費の受給の増加が確実視されているとのこと。

これらのことから、生涯にわたっての職業人、社会人としてのキャリア教育が重視されているのでしょ。

以前、小学校に掲げる横断幕「社会のつくり手を育むキャリア教育の推進」を見て、キャリア教育とは、どういう教育で、どう取り組み、狙いは何なのかと伺ってから2年が経過いたしました。

吉富の小中学校では、令和元年度から県の指定を受けて研究してきた「子供たちに夢や希望を抱かせる教育 キャリア教育の発表会」をこのたび終えたのではと察しますが、そのキャリア教育として大切にしてきたこと、成果等について伺いたく答弁願います。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 教育は、いつの時代であれ、子供たちに夢を抱かせる営み、作業でございます。その夢を社会や生活に近づけ、学びへとつなげることがキャリア教育であります。研究実践に当たって、子供たちに夢に向かって歩き出す勇気を与えるために自己のよさを認め、工程管理に着目をしまして、自分を価値ある人間として信じて好きになれるということから取り組み、脳が学びたくなる状態に持っていくようにと考えてきました。

また、学習心理を大切にしていまいりました。一つは、学ぶ内容と生活や社会のつながりを意識

させれば人は学びたくなるということ。二つは、努力の過程で自分なりのよさを認められれば人はもっと学びたくなるということ。この2点を大切にしてきました。これらの実践で子供たちは勉強が好きになり、確実に学びへ向かう意欲が高まっているということを先生方は肌で感じておるところです。

今後の吉富の子供を一人も取り残すことなく、さらに自分に自信を持たせ、学ぶこと、何かにチャレンジすること、学校で生活することが楽しいと思う子供の教育を継続し、精力的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 以前、質問を行ったときの答弁を端的に言いますと、キャリア教育とは、世の中がどのように変化しようとも一人前の社会人、職業人として世の中と関わりながら、たくましく生き抜いていく人を育てること。そのために自分のよさをみつけ、生かし、意思決定し、実践し、他者と関わり、問題を解決していく力を育むとのことだったと存じます。

昨今、内閣府の高校生への生活意識に関する調査結果を見ると、諸外国に比べ、自己を肯定的に捉えている者の割合が低いというデータがあります。

また、将来への希望も諸外国の若者と比べ、自分の将来に明るい希望を持つことができていないということ、将来を担う子供たちは、自分に自信が持てないでは学ぶ意欲も働く意欲も元気も湧かないであろうと。そこのところに目をつけて、夢に向かって歩き出す勇気を与える研究をしてきたときに、教育として大切なことをしっかりされていると感じました。

そこで、一つ質問をいたします。社会のつくり手を育むというテーマだったと思いますが、授業の中で、どのような能力を育て、発育すれば社会のつくり手に近づくのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） キャリア教育で育てるべき基礎的能力の変容を毎年アンケートを実施いたしまして、その結果を分析し、目の前の子供たちに必要と考えられる次の4つの能力に焦点を当てまして、毎時間の授業では、そのどれかに重点化した授業を心がけてきたところがございます。

一つは、人間関係形成のコミュニケーション能力、2つ目は、前向きに考える力、そして3つ目は、見通しを持った計画立案と実行力、そして4つ目は、学ぶことや働くことの意義や役割の理解、その4つの能力に焦点を当ててまいりました。

これらの力は今の我々大人にも必要な能力と考えますけれども、吉富小、中学校では毎時間の授業の中で、これらのキャリア教育の視点に焦点を当てた授業を行ってきたところでありまして、3年間の取組で、そのうちのコミュニケーション能力はさほど大きくは伸ばせておりませんけれ

ども、あとの要素はどれも年々、大きな高まりを見せてきたところでもあります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） キャリア教育というと、イメージとしてどのような職業に就きたいか、またそのためにはどのような勉強をしなければならないのかなどを中心に考えると思うが、そうではなく、社会のつくり手として、誰でもどこでも必要な能力、しかもこれからの変化の激しい中、予測のつきにくい将来を生き抜く、これらの力を授業の中で、しっかり育てていっておられるということが分かりました。

指定が終わってからも、ぜひ子供たちにこのような発育力をつけていってもらいたいと願って、私の質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回、4つの問題について質問を行います。

まず、1点目、地球温暖化対策についてお聞きいたします。

この問題は地球規模の大変大きな課題であるとともに、決して避けて通ることはできない身近な課題でもあります。

本町役場では平成31年4月に作成された、第3次吉富町地球温暖化対策実行計画に基づいて取組がなされております。過去に第2次計画では、3%の目標に対して2.8%達成しています。

第3次計画の目標に対する進捗状況はいかがでしょう。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

御質問の第3次吉富町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の事務及び事業に関する実行計画として、計画期間を令和元年度から5年間として策定したものでございます。

以後、単位はキログラムで表現させていただきますが、この計画では令和5年度に二酸化炭素排出量を平成29年度比5%削減の67万8,013キログラムとすることを目標としております。

この目標は、町の計画策定当時の国の地球温暖化対策計画が2030年度までに2013年度比26%削減という目標を掲げておりましたので、こちらを勘案して設定したものでございました。

進捗状況についてでございますが、令和元年度の二酸化炭素排出量は71万8,215キログラムで、平成29年度比0.6%の増加となってしまいましたが、令和2年度では63万

5,973キログラムの10.9%の削減となっております。この令和2年度の大規模削減の要因は、新型コロナウイルス感染予防対策で公共施設の利用が大きく減少したためでございます。

しかし、令和3年度前期4月から9月でございますが、この集計が終わっております、この結果が昨年度同期とほぼ横ばいの31万529キログラムという結果となっております。

ワクチンの集団接種でフォーユー会館の大ホールの冷房の灯油の使用量が増えたというような増加する要因があったのでございますが、その中でも全体的な電気の使用量の減少と電力会社のCO₂排出係数が昨年度よりも低くなったということも、その要因となって横ばいという結果になっております。

このように本町の二酸化炭素排出量は減少の傾向にございますが、本年10月に国が閣議決定しました国の計画において削減の目標は、これまでの26%から46%と大きく引き上げられ、さらに国は50%のたかみに向けて挑戦を続けるとされているところでございます。

本町にこの状況を国の計画に照らしてみますと、基準年度が平成25年度でございますが、そこから比較しますと、令和元年度は3.6%の削減、令和2年度は14.6%の削減でありまして、国の基準や国際基準の達成には、本町において、これまで以上の積極的な取組が必要な状況にあるという認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この実行計画を読ませていただいたんですが、この中に様々な具体的な取組が示されておりました。このほかにも何らか書いていないことで必要としていらっしゃるかもしれませんが御報告をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） ほぼ国が示しております計画の中にも、やはり日々の計画の中でのCOOL CHOICE、温暖化対策に対応する日々の選択をしていくという一つ一つの積み重ねが大事というふうに書いてありまして、ほぼ本町の計画と変わりがないところではありますけれども、技術などはどんどん進化していくものでありますので、そのような情報を収集しながら適時考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、②今後の取組についてお尋ねいたしたいと思っております。

今のこの実行計画というのは、あくまでも町役場の中での削減に向けた計画だと思います。本町全体の削減に向けた取組についてお尋ねしたいと思っております。

今ですね、今度の定例議会で議論されております太陽光設置事業についてはさらに議論しまし

たし、私のほうももっともっと勉強したいなと思っているところですので、それ以外のことについてお尋ねしたいんです。それ以外のことで、これから町の中で、削減に向けて強めていきたいなという取組がありましたら御報告をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

以外のことということでの御質問で、今考えていることがもういっぱいいっぱいというか、今考えていることがその全てでありますので、以外の言われまして、どうお答えしてよいものかと思っているんですけども、まずはその予算委員会での議論の繰り返しになってしまうところではあるんですけども、国の計画の中でも国民自らの積極的な温室効果ガスの排出削減、これを国のほうは求めています。

もうそれが全てといいますか、本町の広報にもごみの削減等で載せておりますが、「一人の百歩より百人の一步」で前進というところで、一つ一つの積み重ねになってくるものと思います。

国の計画の中にありますのは、具体的には、自らのエネルギー消費量、温室効果ガスの排出量を把握するとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」を進め、省エネルギー、脱炭酸、また製品への買換え、サービスの利用、再生可能エネルギー電力と電気自動車、プラグインハイブリッド、燃料電池自動車の活用によるゼロカーボンドライブの普及などの取組により、脱炭素型ライフスタイルの変革を求めるといような記載になっております。

これに基づいての今回のエコまち、よしとみ「エコまち」プロジェクトの奨励金の提案であったんですけども、どんどん国のほうも企業にも働きかけをして新しい技術の革新等進んでまいりますので、新しい方策等があれば積極的に調査をしまして、できるものから取り組んでいきたい。また、議員の皆様にも御相談して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 通告の中には具体的に書いていなかったのですが、お答えできる範囲でお答えしていただきたいんですけども、エコステーションといって電気自動車に充電する装置がたしかフォーユー会館にあるんじゃないかと思います。そのフォーユー会館以外に町内にはどのくらいあるのか、分かれば教えていただきたいし、今から電気自動車を推奨していく上において、こういったものも整備をする、充実していく必要があるんじゃないかと思うんですよね。それを増加するような取組というのはいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） ただいま御質問にありました電気自動車の充電ステーション……。 （発

言する者あり) ということがあるんです。これは中家町長がもう30年ぐらい前にやっぱり未来を見越して設置をされたんですけれども、それになかなか時代がまだまだ追いついていなくて、そのままフォーユー会館のところに設置をしております。

個人で設置をされておるお宅もあるということはお聞きしておりますので、これをきっかけに電気自動車が大きくそっちのほうにかじを取ってきましたので、また皆さんとの意見交換をさせていただきながら、進めていきたいなというふうに思っております。

先ほど岸本議員から、ほかの取組はないのかということがあったんですけれども、これも順次報告をさせていただいて十分に議論をしながら順位づけといいますか、私たちの町には何が合っているよね、ということの皆様方と相談をさせていただきながら進んでいきたいと思っております。

私のほうから、先ほど住民課長が答弁をいたしましたことについて、少しだけ時間を頂いて岸本議員の質問もまだありますので、早めにさせていただきたいと思っております。

先日官民連携パートナーシップによる包括連携協定を締結をし、「脱炭酸日本一を推進するまち」を宣言いたしましたので、この点につきまして少しお時間を頂いて補足をさせていただきたいと思っております。

地球温暖化対策は、国を挙げて取り組むべき重要な課題であります。当然、町としても地球温暖化対策は喫緊の課題ではありますが、森林面積がゼロであり、その上、木々の植林をする土地も乏しい中「九州一小さなまち」吉富町に何ができるかと頭を悩ませてきましたが、職員と一緒に知恵を絞り、再生可能エネルギーの積極的な導入による脱炭酸社会の推進について検討を進めることとさせていただいたわけなんです。

しかし残念ながら、本町はふるさと納税制度の導入に出遅れてしまい、昨年から導入しましたものの、自主財源が乏しい吉富町にはやるべきことはしっかりと見えたんですが、推進するための原資がないという大きな壁に立ち塞がったわけであります。

そこで、SDGsの17番目にも掲げられる、パートナーシップで目標を達成しようという、こういう理念に基づいて官民連携でのESG投資、すなわち従来の財務情報だけでなく、環境や社会、ガバナンスといった要素も考慮した投資であります。このESG投資を呼び込むことで脱炭酸推進へのチャレンジをすることに大きくかじを取らせていただきました。

そして、先般その一弾として、シェアリングをエネルギー社からESG投資を受け、官民連携での地域脱炭素プロジェクトを始動させることができました。今回のプロジェクトにより吉富町は第1期計画としまして、消防団の詰所や防災倉庫などの公共施設等に太陽光発電設備を設置をし、防災用電源を確保することとなります。

これにより、本町が策定している第3次吉富町地球温暖化対策実行計画の当初の目標を大幅に上回る毎年47トンのCO₂排出削減効果が得られ、これは東京ドーム3つ分の森林効果に該当

するところであります。さらに、設置後の稼働11年目以降は所有権を町が持つことになりま
るので、売電益は自主財源として活用できるようにもなっているわけであります。

さらに、第2期の3年計画としまして、町内の新築・既築を問わず、耐震基準や築年数等の条
件を満たす住宅に対する自己負担ゼロでの太陽光発電設備の設置を可能とする36億円の町民向
けESG投資も確保しておりますので、公共施設と同様に、町民の皆様には一般的な電力料金よ
りも安価に電力を使用でき、2つ目としましては、設置後、11年目以降は各戸で売電収入を得
ることができま

す。このように今回のプロジェクトを始動することにより、カーボンニュートラルの取組が明確と
なります。

また、売電益や法人からの固定資産税収入という経済的メリットも町全体で共有することが可
能となり、これにより、ここが一番大事なところなんですけれども、未来を担う子供たちに財政面
や環境面の課題を先送りをせず、よりよい自然環境と未来をつくる原資を送ることができるとい
うふうに私は考えます。

このSDGsや脱炭素、そして防災対策といった、なかなか自分のこととして捉えることが難
しいこの難題に、まずは九州で一番小さな町、コンパクトタウンだからこそ取組が可能である
と思うこの吉富町が一丸となって、その課題に挑戦をし環境を整えていくことで、町民の皆様方も
自分のこととして捉えていただくきっかけとなることを心より望んでいるのです。

そして、子供たちが担う2030年以降のビヨンドSDGsに向けて、地域ぐるみの脱炭素の
取組を通じて、地元企業や町民の皆様方との協働による地域の活性化を図り、関係人口が増えて
いくような共生社会の実現を目指してまいりたいと強く思っているところです。

真摯に取り組んでいただいている岸本議員はもちろんのこと、議員の皆様方におかれましても、
日本での先駆けとなるこの官民連携による地域脱炭素プロジェクトにどうか御理解をいただきま
して、より一層の町民の幸せが一番のまちづくりをともに推進をしてみたいと考えています
ので、今後とも御指摘、また御協力を賜りますことを願ひまして、よろしくお願ひしたいと思っ
ております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、町長が言われましたことはよく分かりますし、その後どのプ
ラス面もたくさん分かっております。

今、町長がおっしゃったことの先にあることについては、まだちょっと話し合いがしたい、議
論したいなと思っているところです。今日はそのときではないので、また次回に議論したいと思
います。

この問題については、私3回目なので、2つ言います。

先ほどのエコステーションなんですけど、町内でどのくらいあるか把握しておられましたら、その数を教えていただきたいというのが一つですね。

それともう一つ、これは町長にお尋ねしたいんですけども、気候非常事態宣言というのがあります。これ前も一度お尋ねしたんですけども、今の気候変動によるいろいろな災害、いろいろなことについて、これは大変な事態だということに対し、こういう状況に対して気候非常事態宣言を出して、自治体としてできることを進めつつ、住民の皆さんにも行動を呼びかけ、ほかの自治体にも行動を呼びかけていくというような、そういう取組が、今、広がってきております。

私、1年前か、1度、この議会で言いました。そしたら、そのときの答弁は、ちょっと私の記憶なんですけれども、近隣の動向を見ていきたいというような担当課長の答弁だったかと思えます。

今、そのときは福岡県ではこの宣言を出しているのは大木町だけでした。この間に、今年の3月に北九州市が出してます。そして、この6月に太宰府市が出しております。今、吉富町は脱炭素日本一を目指す町として取組を始めたところです。

こういう宣言の内容は、そこそこで考えられているようなんですけども、ぜひ研究されて、この時期に吉富町としてこの宣言を出すというのは、とても時期にかなった町の姿勢を示す。他の町にもはっきりできるような内容だと思いますし、町民の皆さんにとっても、私たちの町はそういう町なんだという自覚を掲げて、よい結果が生まれるのではないかと思いますので、これについて検討していただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） まずは、私からエコステーションの設置の件数につきまして、私どもが把握しておりますのも、先ほど来話が出ております交流会館への設置が1点と、あと個人の設置につきましては、町としては把握はできておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 気候非常事態宣言、これに関しましては、先般、大木町の町長ともお話をしましたし、太宰府市の市議会から宮原市議がうちの町に来られまして、いろいろお話をさせていただきました。そろそろそういうこともしなくちゃいけないのかなという考えの中で、たまたまこれを進めていこうというときに、太宰府市が今、ちょうど市議会の選挙の真っ最中でありますのでね。お電話もしたんですけども、これが終わって無事当選をしたら、市議団を結成をして吉富町にも視察に行きたいなということをお願いしていますので、その都度、また御報告をさせていただきたい。前向きに、これは検討すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと時間が余らないので、2番目に行きます。

生理の貧困対策の問題です。ジェンダー平等の視点から、学校や公共施設に生理用品を置くことについてお尋ねいたします。この問題を取り上げるのは3回目です。

入り口はコロナ禍の中、特にアルバイトがなくなったり、減給した大学生の方が生理用品が買えない、こういう実態の中で問題が取り上げられたことでした。同時にこの問題を取り上げていく中で、これはジェンダー平等、この問題、この視点から捉えられるべきではないかという議論がなされております。

ジェンダー平等は、SDGsの目標5に掲げられております。生理用品の確保は、女性として生まれた者にのみ負担となるものです。このジェンダー平等の視点から言えば、この負担は全体で共有すべきものということになります。この考え方では執行部と一致できるかどうか、まずその点をお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

SDGs目標5のジェンダー平等を実現しようというところでの、そちらの視点からの生理の貧困というところで、我々も女性だけが受ける生理による困難や本質から女性を解放するために、生理用品の提供などで女性の負担を少しでも軽くしようという動きが進んでいるということは把握しております。

この生理の貧困につきまして、先の9月議会での議員からの御質問に対しまして、防災備蓄の生理用品の更新が終わりましたら、本町における生理の貧困の状況の把握の観点からも、公共施設での配布の実施を前向きに検討していきたいということで答弁をさせていただいたところです。

現在のところ、まだ防災備蓄の更新が終わっていないので、実施には至っておりませんが、その後の考えとしましても、学校での配布につきましては、教育委員会からの意見にもよりまして、引き続き職員室で行いたいとそちらのほうは考えております。職員室での対応によって、児童生徒の困りごとへの相談につなげられるという観点からのものがございます。

また、検討しますと申し上げております公共施設での配布につきましては、トイレに常備された生理用品は、衛生的に使いづらいと考える方もいらっしゃるように思います。私自身もそのように思いますので、清潔な生理用品を安心して使っていただけるように、配布の方法や周知の方法についてもさらに検討を重ねまして、本町における生理の貧困の状況の把握の観点からも、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、今の質問で聞いたかったのは、さっきのジェンダー平等の質問ですね。つまり、女性だけに与えられるその困難性は全体で共有すべきものという、そこら辺での認識の一致はよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

必要なそういう視点から考えますと、女性だけがそういう困難というか、そういう負担というのを生じているということは、そういうふうに考えるところではありますけれども、まずはそういう観点からの広報もしたいと思っておりますけれども、どのような必要とされている方の状況もあるかというところでの、御自分で買いたいという方もたくさんいらっしゃいますでしょうし、御自身の好みの銘柄もあろうかと思っておりますので、そのような中でも、ぜひ提供していただきたいという方がどのくらいいるかということについて、防災備蓄の配布によりまして把握をしていきたいというふうに、貧困と同じようにそちらのほうも考えていけたらいいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと執行部と議論がかみ合っていない感じがするんですね。

貧困対策としての買えない方がいるから、それを女性として支援して配布してもらいたいというのももちろんありましたし、取っかかりがここだったと思うんですね。でも、ジェンダー平等の立場から言えば、使いたい人は、例えば女子トイレにそれが設置してあって、ちょっとそれは私は使いたくないという人は使わなくてもいいし、ただ考え方として、トイレットペーパーはトイレにあるのに、女性にとっては生理用品もそこにあるのは当たり前なんですね。じゃあ、そのトイレットペーパーは使いたくないという人は使わないで、自分の物を使われるようにする。でも使いたい人は使う。誰でも使えるような状況を生み出すことが、ジェンダー平等の視点に基づく行動だと思うんですね。

この問題はずっと広がってきています。福岡県は、まだ防災備蓄をそのものをみんなに与えるというか、配布するみたいなところなんですけど、確か宮崎県が最近なんですけれども、ちゃんと予算化して、県立高校の女子トイレにそれを配布、設置するということで決めたというような新聞報道を見ましたし、そういう思いなんです。理解していただけたでしょうか。ジェンダー平等の視点というのは、私はそういうことだと思います。トイレットペーパーがあるように、女子トイレには生理用品、そういう意味合いで、今回、お尋ねしております。

一つだけ、もう1回確認なんですけれども、もうこれで終わるんですけれども、そういった考え方については一致できるでしょうか。そこが一番肝心だと思うんですね。あとはお金の問題とか、

時期的な問題とか、手はずの問題、いろいろあるかと思うんですけど、そこを大事にしたいと思うので、そのジェンダー平等の視点からそういう、今、言いましたようなことについては、考え方としては一致できるかということ、最後にもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） ジェンダー平等の視点からということでもあります。

これは、まず試験段階として、一步を踏み出してみようかなというふうに思っているところなんですけども、まず学校、それと役場の中、それと公共施設の中にまず置いてみて、設置をさせて、どういう形で設置をするかというまで考えなくてはいけないんですけども、そこでどういう反響になるのか、試験段階としてまず第一歩とさせていただこうかなというふうに、今、考えています。

ですから、すぐ明日、明後日のことじゃないんですけども、教育部局とも御相談をしなくちゃいけませんので、その後どういった結果が出るのかというのを、また改めてお知らせさせていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題は9月議会の答弁の中で、要望としての、要求としての声を上げていないというようなのでというのがあるんですね。だけれども、これ言い出しにくい問題なので、声なき声のことも考えて検討していきたいという答弁だと思います。

先ほど、試験的に町長おっしゃったんですけども、やっぱりこれは長い期間をかけて、要望があろうとなかろうと政治主導力ですね、という課題ではないかということ私の考え方として申し述べて、次の質問に行きたいと思います。

3番目は、特別障害者手当の現状と今後の取組についてお尋ねいたします。

特別障害者手当は、精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする障害者に対して、月2万7,350円支給されるという制度です。

これは障害者手帳がなくてもよいとのこと。本町の受給者は何名でしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

特別障害者手当の本町での受給者の御質問でございます。

本町では、現在8名の方が受給されております。（発言する者あり）8です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これは先ほど言いましたように、障害者手帳がなくても対象となります。それで、介護保険要介護4の高齢者、在宅に限られますけれども、手当を受給できる可

能性があると思います。今、8名という報告があったんですけれども、そういう方がいらっしゃるのでしょうか。

それともう1点、該当すると見られる要介護4、5で、在宅の方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

本町で8名の方が受給されておりますが、この方々につきましては全員障害者手帳を受給されている方でございます。

在宅で介護、要介護4、5で、該当となると思われる方につきましては、現在、町の独自の介護手当を受給される方がいらっしゃいまして、その方の人数は6名となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なんですけれども、6名のほかにもね、会社員の介護保険の要介護者4、5のことを言っているんですけれども、ほかにも該当するかもしれない人たちもいらっしゃるかと思います。

特に、この要介護4、5の方は該当する可能性が高いのではないかと思います。でも申請制なんで、制度を知らなかったら申請しませんよね。これをやっぱり知らせる必要があるかと思うんですね。

吉富町はとても狭いというか小さな町で、これがとてもいいと思っています。本当に顔の見える町だと思うんです。だから、この方たちに具体的にこういう制度がありますよということを知らせることも可能だと思います。

あと、私は、今、要介護4、5を言っているんですけれども、そうじゃない人のためにもこういう制度がありますよということを知らせていただいたいと思うんですけれども、その周知の方法とか、先ほど具体的に分かる方にはもう個人にですね。どうですかということを行う必要があると思っていますので、その点ではどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保健課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

この手当につきましては、必ずしも各種障害者手帳を取得している方が対象というわけではございません。認定は国が示す基準に従い、医師の診断書で判断することとなっておりますが、適応基準が厳しく判断も難しいことから、対象者を把握することは容易ではない状況にあります。

このことから、今年の5月に、町が作成いたしました福祉サービスのパンフレットに特別障害者手当の記事を掲載し、全戸配布をすることで皆様に広く周知するとともに、地域の実情に大変

お詳しい民生委員、児童委員の皆様や居宅介護サービス事業所にも制度の説明を行い、情報の提供をしっかりとお願いいたしております。

また、窓口におきましても、各種相談に応じた際や身体障害者手帳などの交付申請の際にリーフレットをお渡しし、御説明をいたしておりますが、もし特別障害者手当の対象とならない場合があります。町が独自に設けております介護手当やほかで該当する手当がないか確認し、御案内をいたしております。

今後も様々な機会において制度の周知徹底に努め、対象となる可能性がある方全てに情報が行き届きますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

障害者の皆様には、御自身はもとより介護をされている御家族の皆様の御苦勞はいかばかりかと拝察いたしております。町ではこの夏皆様の御苦勞に対し、少しでもより添えられますようにと、ねぎらいの気持ちを込めて独自の応援給付金を支給させていただいたところでございます。皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができますよう、関係機関と連携し、地域で支え合い、ともに暮らせるまちづくりを力強く目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） いいですか、このまま。要介護4、5の方たちに。

○議長（是石 利彦君） 立ち上がってください。議長と聞こえませんでした。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。もう3回済んだんですけど。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 課長の答弁の中に一つだけ抜けているので、4、5の方には具体的にその方に言ってくださいということを行ったんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 現在、介護手当の現況届をいただいている時期でございまして、直接支給の決定通知を出すときに、特別障害者手当の内容について書いた書面を一緒に同封して、直接お伝えしようと考えております。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本町がそういった障害を持つ皆さんに本当に気持ちいいというか、温かな施策を提供してくださっているということについては、私もとても十分に認識しているところでは。

では、次の最後なんですけども、介護保険補足給付制度の改定による影響と対策についてお尋ねします。

今年1月から特養ホームなどを利用する低所得者の高齢者の食費や補充費を減額する補足給付制度が改定されました。対象高齢者にとって大幅な負担増となる内容であり、安心して老後が送

れるか心配です。

まず、改定の内容とこれによる影響について、把握しておられるところがありましたら報告をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 介護保険制度では、平成17年10月から介護保険施設を御利用されている方の食費や居住費につきまして、利用者御本人の負担を原則といたしており、所得が低い方には所得給付といたしまして、一定の助成を行っているところでございます。

この補足給付につきまして介護保険法の改正により、令和3年8月1日から介護保険施設に入居されている方やショートステイを御利用の方の食費に係る負担限度額が年金収入等や預貯金額により細かく分けられ、負担能力に応じた負担が求められるよう見直しが行われました。

影響の実態でございますが、本町では令和3年9月末時点で、負担限度額が適用されている方は60名おられます。このうち、今回の改正で御負担が増える方はショートステイの御利用者が2名、施設の入所者が12名となっております。

また、預貯金額等の要件の見直しにより、所得給付の対象外となった方は4名確認されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、説明がありましたが、そもそも補足給付の対象は住民税、非課税世帯という所得の低い高齢者が対象となっております。

今回、第一段階は変わりませんが、第二、第三段階で変わっていき、施設入所者では食費は2倍以上になる方、ショートステイ利用者では1.5倍から約2倍になる、そういう改定です内容は。もともと所得の低い高齢者にとって、この負担増というのは、本当に大きな負担であり、利用抑制につながる可能性があるんじゃないかと思うんですけども。この辺、今、8月からなんです。変化ないかもしれないんですけど、そういった懸念をしているんですけども、そういう実態があれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） このたびの介護保険法の改定は、施設に入所されている方のみならず、在宅で介護サービスを受けている方や介護認定を受けておられない方など、様々なケースにおいて公平性が保たれるよう、それぞれの負担能力に応じて御負担をいただくよう見直されたものでございます。

法改正に伴います見直しでございますので、町独自に負担額等を設定することはできません。制度改正により御負担が増える方には大変厳しいものであるとは思いますが、法改正の趣旨や在

宅で介護を受けている方には、御自身で食事の費用を負担していること。デイサービス御利用の方は補足給付がなく、実費を御負担していることなどを考慮いたしまして、町が独自にこれにつきまして対応を行うことは、課題も多く容易なことではないと考えております。

町といたしましては、今後も皆様が安心して必要な介護サービスが受けられますよう、介護保険制度の中で総合的、統一的な対策が講じられますよう、関係機関を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 資料を見ているんですけど、例えば年金収入が80万円以下の高齢者の方ですよね。貯金とか預金要件があるんですけども、預金がゼロの方の場合だってあるわけです。年間80万で生活されている方がショートステイを利用した場合、今まで食事代が390円だったものが600円に上がるんですよ。

とてもそして、いろんなケースがあるんですけど、本当に食事は食べなければ生きていけませんよね。それが倍近くなるということが何か。預金を持っている方もいらっしゃると思いますよ。80万以下でも。でも預金を持っていらっしゃらない方は80万で生活しないといけないのに、食事がもう倍近くなるというのは、本当に耐えられない。ショートステイだとか、いろんな施設はやっぱり入らざるを得ないとか、そういう場合だと思うんですね。

今、国のほうにも言いたいということだったんですけども、この問題は、本当大変なことじゃないかなと私は思っております。高齢者で、本当にもう働くこともできないような人たちに、こういうことを強いる国の在り方に、本当怒りを覚えるんですけども、今、町としてはどうしようもないという答弁だったんですが、何とかしてもらいたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。こういう本当に切実な条件の中で、何か方法がないかなと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 岸本議員さんがおっしゃられていることは、私どもも十分分かっているつもりでございます。

ただ、先ほどの答弁の中でもお答えいたしました。年金80万以下でお暮しになっている方は、施設に入所をされている方だけではございません。在宅でやはり同じような条件の中で、食費を捻出されている方もいらっしゃいます。そういった方たちも含めたところで、公平性を保ちながらできることがあれば考えてもらいたいとは思いますが、やはり課題も多いと先ほども申しましたが、課題も多いことからすぐに前進できるものではないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。まとめをお願いします。

○議員（8番 岸本加代子君） まとめます。

よその自治体でも、9月議会に同じような質問があつて、町の答弁としてはもう本当心を痛めていると。国からの救済措置の知らせもないと。国にきちんこの実態を言っていくという答弁だったんですね。本町も同じような答弁だったかと思います。

改定になる前に、そういう改定をしないでくれというような署名運動も全国に起こっております。そういった動きもあるかと思うんですけど、これからですね。国にしっかり声を上げていただきたいし、何とか救済措置を町体制の中から捻出いただきたいということを申し上げて、今回の質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に、引き続き再開いたします。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。師走に入りましたが、昨年からの新型コロナ禍により、昔のようにせわしいそなが見受けられなくなったようで、寂しく感じるのは私だけでしょうか。

9月決算委員会は不本意ながら質問ができませんでしたので、今回改めて質問をする内容もあります。どうか住民の皆さんが質問の内容を御理解いただき、行政運営への手助けと町の活動の周知へ貢献となるように、明確な質疑応答をお願いして、質問に移りたいと思います。

1番、選挙制度の改正について。

法改正による町村議会議員選挙に関しての変更点、供託金の発生や選挙制度改正の内容と、吉富町の議員選挙に出る際に、選挙活動として受けられる公費や、その内容などについてお聞きします。議長、後でまたその資料は執行部のほうから頂いて、皆さんにお配りしたいと思いますが。本日は、必要な箇所を執行部が用意と説明して、必要な部分と判断した内容で答弁いただいて構いませんので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

令和2年6月の公職選挙法の改正によりまして、全国的に成り手不足という問題を抱えております町村の選挙において、立候補をしやすい環境に改善をするため、選挙の公営、つまり、公費

負担の範囲を拡大することに加え、町村議会議員の選挙についても、選挙運動用のビラを作って、所定の方法により配布することが解禁されました。また、公営の拡大に伴う措置としまして、町村議会議員にも供託金制度が導入されることとなりました。

まず、選挙の公営について具体的に申し上げます。

町村長選挙、町村議会議員選挙におきましても、市と同様に条例に基づいて、次に申します3点が選挙公営、つまり、町において費用を負担する選挙運動の対象となりました。1点目が、選挙運動用自動車の使用、2点目が、選挙運動用ポスターの作成、3点目が、選挙運動用ビラの作成でございます。このうち、選挙運動用ビラにつきましては、この法改正により、町村議会議員選挙においても解禁となったものでございます。これら3点の選挙運動につきまして、条例に基づいて、一定の額を上限に、候補者に代わり町が費用負担することとなります。

続いて、供託金について具体的に申し上げます。

今回の法改正によりまして、選挙の公営の範囲が拡大し、選挙に要する費用負担の軽減が図られ、立候補しやすい環境となりました。これによりまして、選挙運動の費用がかからないのであればということで、宣伝や、まあ売名行為などですね、当選する意思のないような候補者が乱立することを避けるために、町村議会議員にも供託金の制度が導入されることとなったものでございます。

町村長選挙における供託金は50万円ですが、町村議会議員における供託金の額は15万円ということになっております。

有効投票の総数のうち、供託物没収点と呼ばれます一定の得票数を得られた場合は、その供託金は返還をされますけれども、得票数がその供託物没収点に満たない場合は、没収されるということになっております。

この供託物没収点なんですけれども、計算方法としましては、有効投票の総数をその選挙区の議員定数で割った数字の10分の1になっております。吉富町の現状で申し上げますと、選挙人名簿登録者数が12月1日現在で5,566人となっております。仮に全員が有権者で有効な投票を行って投票率が70%だったというように仮定をいたしますと、有効投票者数は3,896人。それを10人の議員定数で割った数字のさらに10分の1ということで、38.96人。こちらが供託金の返還に必要な得票数ということになります。

法改正につきましては、おおむね以上のような内容となりますけれども、この法改正に伴います選挙制度の変更につきまして、吉富町の対応はどうかということなんでございますけれども、まだこの対応する条例の制定はさせていただいておりませんけれども、再来年に予定をされております町長・町議会議員選挙に向けまして、次の3月議会をめぐって、この法改正により公営の対象とされました自動車、ポスター、ビラ、こちらのいずれの選挙運動につきましても、公営とす

る条例を提案させていただく方向で検討をさせていただいております。

金額の上限など、内容の詳細につきましては、近隣の他の市町の状況を踏まえつつ、適切に対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こういう形で今回、次回の選挙のときにまた変わるんでしょう。変わるということが決定されたようです。まだ、今、供託金と、いわゆる供託金の没収点についての説明がありましたが、この選挙運動用の自動車、選挙カー、いわゆる選挙カーと、あとは、議員の場合は、吉富町の14か所に貼るポスターと、今まではできなかった、いわゆるリーフレット等、そういう類いのビラですね。こういうものが作れるように、今後は、町のほうからお金を出していただけるということになったということです。

あとは、細かいことでいうと、選挙用のはがき、これが今まで自分でやってたものが、町のほうではがきの、たしか買ってくれるようになるのかなと思う。それは違うんか。それは分からない。基本的に、今時点で大体どのぐらいのものが出るのかというのがもし分かれば、ちょっとお聞きしたい。というのが、選挙カー、いわゆる選挙運動の自動車、選挙カーにどういうものがお金として出てくるのか、例えば、看板費が出るのかとか、例えば、運転手ですね。運転手に対しての日当が出るのか出ないのか、あと、ポスターに関しても、大体1枚当たりが幾らぐらいまでオーケーなのか。ポスターといっても、実際うちは14枚ですけど、じゃあ、14枚を印刷屋に頼んだところで、1枚当たりの金額と印刷屋に頼む金額、印刷屋というのは、1枚頼もうが、100枚頼もうが、1,000枚頼もうが、紙代が変わるだけで、やっぱかかるお金っていうのはかかるんですね。だから、そんなのがどうなのかというのと、あと、リーフレットというのは、どのようなものを何枚ぐらい作れるのかとかね。ちょっと具体的なものが、もし今お示しできる部分があったら、ちょっとそこを聞きたい。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 町によりますと、公費負担の詳細につきましては、条例提案の際にお示ししたいとは思いますが、一般的には、まあ選挙カーの話ですけれども、いわゆるハイヤーやタクシーの契約によって全てを、運転手も含めたところで借りれるという場合には、その費用で、それから、自動車の借入れによります場合には、自動車の借入れ費用、それから燃料代、そして運転手への報酬、こちらが公費負担の対象となるのが一般的のようでございます。

ちなみに、上毛町が既に条例を設定しております、そちらの例を参考に申し上げますと、一般的には自動車を借り入れるパターンが多いかと思っておりますけれども、自動車の借入れにつきましては、1万5,800円が上限の金額、それから、燃料費につきましては、一日7,560円が上

限の金額、それから、運転手につきましては1万2,500円、こちらが上限の金額というよう
な形で、それぞれ上限が定められているようでございます。

それから、ポスターの関係の印刷費用につきましても、おっしゃるとおり、1枚当たりの単価
にしますと、もともと印刷することそのものにお金がかかりますので、その単価だけではなくて、
そのポスターの単価に幾ら幾らを加えた金額を上限とするというような定め方をしているところ
が多いようであります。

上毛町で申し上げますと、1枚当たりが525円6銭で、これに31万500円を加えた金額
を上限とするというような定めとなっておりますので、こうしたことを参考にしながら、吉富町
の費用がどの程度必要になるかということは、また条例のほうでお示しさせていただきたいと思
います。

以上です。（「リーフレットは」と呼ぶ者あり）

じゃ、リーフレットについてもお示しをさせていただきます。リーフレットも同じように、単
価に対しましての単価の金額に元の基本となる金額ということなんですけれども、上毛町の例で
見ますと、1枚当たりの作成単価が7円51銭ということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こういう形で、次の3月議会で内容は細かく出てくるんでしょ
う。ですから、そのときには、また議員の皆さんによくお聞きしていただき、なおかつ、これも住民
のほうに周知徹底をなるべくしていただいて、次にまた新しく出る方に少しでも参考になってい
ただければなと思います。

ちょっとこれに関連して、またお聞きしたいんですが、この改正後に吉富町の議会議員選挙で、
いわゆるできる活動、選挙としてできる活動、まあ逆に言って、今までではいけなかったって
いうような形になるのかもしれないですけど、そういう意味じゃなくて、今後できる形と、改正
されてもうできませんよというものが、もしお示しできるのであれば、ちょっとそこについてお
聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回の法改正によりまして、先ほど申し上げました、選挙の公
営の部分でも申し上げましたけれども、選挙運動用のビラですね。こちらの頒布が解禁というこ
とになりまして、ビラの頒布の上限枚数につきましては、選挙運動用通常はがきの2倍となりま
す1,600枚ということが上限として定められております。

ビラの種類、それから頒布方法、規格等につきましては、現行法の市議会議員選挙と同様で、
大きさはA4サイズまで。それから、選挙管理委員会が交付する証紙を貼ったものに限るとい

ことになっております。

また、頒布の方法についてなんですけれども、新聞の折り込み、それから、候補者の選挙事務所内、そして、個人演説会の会場または街頭演説の場所における頒布ということで、交付の方法はその4つに限られております。

なお、それ以外の選挙運動につきましては、これまでと、この法改正によって何ら変わるところはございません。できることとできないことのいずれにつきましても、そのビラ以外については、今回の法改正により特に変更されたものではございませんけれども、参考までに主な項目について、ここで御説明をさせていただこうと思っております。

まず、できることの主なものとしまして、まず、文書類、文書等による選挙運動としまして、選挙事務所への看板等の設置。それから、町内に14か所あります公営ポスター掲示板へのポスターの掲示。それから、選挙運動用通常はがき。議員の皆様につきましては、800枚が上限となります。そちらの送付ですね。それから、今回の法改正で認められました選挙運動用ビラの頒布。そして、インターネットのウェブサイトやSNSによる選挙活動、こういったものがございます。それから、言論による選挙運動といたしまして、個人演説会、街頭演説、そして、これらの演説や選挙運動用自動車の運転中における連呼行為ですね。同じ内容の短い文言を反復継続して言うことですね。それから、電話による選挙運動、こういったものがございます。そのほか、これに附随する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用拡声器——スピーカーですね。こちらの使用がございます。これに、自動車以外の自転車等の利用、こういったものも可能なんですけれども、その場合、のぼり旗等を含みます看板などを取り付けて使用することはできませんので、その点は御注意をいただきたいと思っております。

続いて、できないことの主なものとしましてですけれども、これは当然なんです、買収行為というものが、まず挙げられるかと思えます。それから、寄附に当たる行為いうものも禁止をされております。選挙区内の方に対しましては、どのような名目であっても寄附をすることは許されません。寄附は、お金に限らず、財産的価値があるものについては、全てが対象となります。また、選挙期間中の飲食につきましても、一般の方に対しましては、湯茶ですね。お茶、それから、これに伴って通常用いられる程度のお菓子、茶菓子以外の提供はできません。また、選挙運動員につきましても、決められた範囲での弁当の提供以外は認められておりません。

このほかの運動としまして、個別訪問ですね。こちらにも禁じられておりますし、挨拶を目的とする有料交付、それから、署名運動、それから、自動車が連なったり、隊列を組んだり、大きな音を出すなどの氣勢を張る行為、それから、こういったものですね。こういったものも認められておりません。それから、決められた場所以外へのポスター等の掲示ですね。それから、選挙運動用はがきやビラ以外の文書の配布、こういったものもできないこととなっております。

それぞれの選挙運動につきましては、より詳細な決まり事がいろいろとございます。内容によっては、こちらにもすぐには判断がつかないような事項もございますので、詳細について御不明な点がありましたら、選挙管理委員会事務局であります総務財政課まで遠慮なく個別に御相談をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 改めて議員の選挙というものが、どれだけ本来は厳しいあれがあります。制限はあって、その中で一生懸命戦う、戦うって言ったら悪いですけど、活動をして、議会という、議員という、バッジをもらうということをちょっと今回お聞きしたわけですけど、1点だけ、ちょっとここで聞いていいのか分かりませんが、選挙事務所で、いわゆるお客さんというか、有権者の方々が来たときに、先ほど言った湯茶の範囲、例えば、コーヒーはいいのかとか、缶コーヒーはいいのかとか、で、お菓子。一般的なお菓子というのがどの程度なのか。インターネットとかで調べても、その選挙管理委員会で違うんですね。ケーキはオーケーで、まんじゅうが駄目とか。要は、袋に入れて持って帰れるものだと、お土産扱いになると。ケーキはその場で持って帰れないからいいとかいう。吉富町の場合、ちょっと基準ってあるんですかね。そこを、私、一回聞いてみたんですけど、どうですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。答えられればいいよ。

○総務財政課長（奥本 仁志君） これは法律で決まっているものでありますので、町ごとに基準が違うというようなものでは本来ございません。法律では最低限のことしか書かれておりませんので、細かいこれはどうなのか、これはどうなのかということになりますと、まさに個別の事項でそれぞれに相談をしていただいた上で、こちらにも回答をさしていただく。その場合には、例えば、県の選管の意見をもいただきながらというようなこともございますので、なかなか線引きというのが非常に曖昧なところと思いますので、ここではちょっとお答えは、明確なお答えについてはちょっと差し控えさしていただいて、個別に御相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと今、意地悪な質問になってしまい、ごめんなさい。缶コーヒーの場合、もう蓋を開けたらオーケーとか、ペットボトルも一度封を切ると、もう売り物にならないからオーケーという町もあるんです。だから、その辺が難しい。でも、そうは言っても、事務所では、もう対応をする人が面倒くさいんで、やっぱ缶コーヒーとか箱で買って、そのまま「どうぞ」とかって言って出すところもあるんです。だからね。この辺は、また皆さんも一度自分とこ、事務所と照らし合わせて、選挙管理委員会のほうに相談していただきたいと思

います。本当に一般の方には分かりづらいんですよ。何でお前んところはコーヒー出らんのかって。あそこはコーヒー出たのりとかね。そんな言う方もいらっしゃるし、難しいところなんですよね。まあそこは、また個別でやりたいと思いますので。

今回の質問は、ここにいる議員の皆さんにとり大いに関係する内容ではありますが、質問をしたのは、あくまでも新しく町の議員に立候補する方が、考えてる方、もしくは、今は考えてなくても、町のために何かのために立候補を志す方が一人でも出てほしいと切実に願って、私は、選挙というのはどういうふうにやればいいのかとか、立候補するにはどういう手順があるのかという、多分分からないと思うんで、その方々の疑問に少しでも参考になればとの思いで、今回ちょっと、選挙管理委員会の担当部署にはちょっと大変意地悪な質問になってしまいましたが、あえて一般質問の形にさせていただきました。

続きまして、2番目に移りたいと思います。

行政手続の簡素化についてお聞きします。

各種補助金や助成金などの申請の住民の手続を、ワンストップっていう、ちょっと表現はちょっと違うのかもしれませんが、役場への来庁をする機会をなるべく完結に終わらせるように、申請方法の簡素化についてお聞きしたいと思います。

現状は、町に対して、まず申請というものを各種行います。そして、部局を通して、町長決裁を終えて、本人に通知をする。その後、町に対して、今度は請求という行為を起こします。そして、それがまた各部局から町長決裁を経て、本人に通知が行きます。そして、その後、領収なり、再度確認なり、何かをするという手続をするのが大体一般的だと思うんですね。工事関係だと、工事前の現地現状確認というのが必要だと思います。途中での確認も要るでしょうし、完成後の確認も必要だと思いますが、入札業者などの工事の場合は、これは絶対要るんでしょう。

ただ、個人の助成金の場合は、これはどうなんでしょうか。例えば、平日の日中しか役場は開いてません。先日もコンビニ決済何とかと言ってたのも、平日に来れないからということで、今、行政サービスを向上させてるんだと思います。マイナンバーカードだってそうですね。あれを使うことによって、手続が簡素化するっていう前提ですよ。しかし、その他の申請については、今、役場の中では、やはりまだまだ申請主義の下、印鑑が不要になったかもしれませんが、署名は自筆署名がいるんで、結局来なきゃいけないということですよ。やっぱりサラリーマン世帯にとっては、大変厳しいんじゃないかなと思うんですよ。実際の話、民間で銀行口座をつくったり、携帯電話の契約するときなんかは、2回も3回も行くことないですよ。最初に1回すれば、大体終わりますよね。でも、役場の場合はどうしても何回か行って手続をする、もしくは、町の人が、工事の場合でも確認に来るから、待つかないけないですよ。こういう何か手続を少しでも簡素化するように、今、SDGsが何とかとか言ってますよね。これって、持続可能で

何か無駄なことをせんように、せんようにって今進めてるのに、町だけが止まっているのは、少し時代に逆行するのかなと思うんで。今までは、確かに手続というのは大事ですから、それを守ったりしてますよ。私は大変すばらしいと思っています。しかし、私自身も今回ちょっとこれ系の関係があって手続をしたんですけど、何回か来てする。私たちは職業柄、役場には来てますから、そんときにできるんですけど、これがサラリーマンの場合、かなりちょっと手間が多いんじゃないかなと思うんで、この辺を今後こういう簡素化にできるかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

まず、これは2種類、大きく分けて2種類あるかと思います。一つは、やはり補助金の関係ですね。町から交付をさせていただく補助金、それから、一般的な許認可等、証明等の申請ですね。こういったもので、ひとつ分けて考えるべきことなのかなというふうには考えております。

まず、各種の補助金の申請についてなんですけれども、補助金を適正に交付するため、申請が補助金等の要綱に照らして適切な内容であるかどうかというものを、この補助金についてはしっかりと審査する必要があると思います。そのため、補助金の内容によりましては、申請書への記載事項が多岐にわたるものや、多数の添付書類を提出していただくというようなことも実際にございます。また、申請どおりに交付対象となる事業が実施されたかどうかということにつきましても、事業の実績報告をしていただいて、その内容をしっかりと精査する必要があると思います。そのため、補助金によりましては、申請や実績報告のために何度か役場の窓口にお足労をいただくということもあろうかと思えます。ただ、これは、町民からお預かりしたとても大切なお金を補助金として町から交付させていただくという性質上、町としましては、責任を持って公平・公正に町のお金を支出するというためにも、補助金を受けられる住民の皆様へのある程度の御負担は、これはもうやむを得ないものと我々としては考えております。

しかしながら、もし補助金を交付するに当たりまして、例えば、申請書の記載事項で簡略化が可能だと判断できるものや、必ずしも必要とは言えないような添付書類、こういったものがありましたら、そういったところは改善をしていくという必要があるかと思えますので、それぞれの補助金を受ける申請書類の内容を再度確認し、改善が可能なものがありましたら対応をしてみたいというふうに考えておりますが、大切な、先ほども申しましたが、町の町民からお預かりしたお金でありますので、ある程度の御負担はやむを得ないのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、各種、逆に、申請の関係ですね。こういった各種申請におけます住民の皆様の手続についてでありますけれども、こちらにつきましても、例えば、転入・転出日、それから、出生

や死亡等の際、役場で必要となる手続につきましては、住民の皆様には、これはワンストップサービスという話がありましたけれども、各課を動いて回っていただくこともなく、一つの窓口で全てを終わらせることができるようなサービスを、これまでも吉富町では早い段階から既に実施をさせていただいておりますし、どの申請におきましても、できるだけ住民の皆様の御負担とならないように、今も各課で配慮をしているものというふうに認識をしております。

このほか、例えば、相続などにつきまして、住民の皆様の法律的なお困り事についても、町外の遠方のほうに訪ねて専門家の方に御相談しなくてもいいように、今回、司法書士の先生にお願いをしまして、定期的に役場で相談業務を実施するための予算を今議会に提案をさせていただくなど、日々住民サービスの向上を目指しているところでございます。

今後も住民の皆様にとって、より便利で分かりやすいサービスが提供できるように、常日頃から業務に改善できる点があるかを意識しながら、サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） もちろん町民の税金を預かっている皆さんですから、無駄がないように、そして、適正に行ってるってということで、私も今まではそうやって思って、もう本当に当たり前かなと思ってたんですけど、やはり今の世の中の風潮からいって、電子化とかいろいろ、例えば、福岡県の助成金の申請についても、2回、3回行く必要なく、1回で終わるようになってます。先ほど言った、申請を出して、町長決裁を受けて、本人通知が行って、その後に請求というのは、日付が違うんですね。だから、今はできないんです。申請日が1月1日ならば、それから決裁がおきて1月10日であれば、請求書の発行日は1月10日以降になるんで、1回でできないんですけど、これだけでも1枚にできるようにすると、少しは改善しないかなと思うんで、そういうことは可能でしょうかね。先ほど言ったように、銀行口座のつくったりとか、携帯電話の契約するときも、1枚で完結するようになってますよね、少なくとも。それぐらいまで改善できることがあれば、もちろん物によって違うのはもう十分分かってます。ただ、できるものは少しでも完結できないか、ちょっとその辺について、町の考えをお聞きます。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） おっしゃるとおり、最近では、一部国の給付金等につきまして、コロナ禍で困っている方に一刻も早くお届けしたいというようなことを目的に、町などがもう自動的に対象者をピックアップしまして、住民課の申請が不要なプッシュ型というような給付も行われるようになってまいりました。そういった時代の流れを踏まえまして、まあ補助金の内容にももちろんよるんですけども、例えば、細かい要件が不要で、一般的に町が一律に給付するもの、

こういったものにつきましては、こうした方法も取るようなことも可能かと思えます。また、補助金の内容にもよりますけれども、1回の申請で済むような内容の補助金の創設といいますか、見直しといったことも、内容によっては可能なものもあろうかと思えますので、そういったことは今後しっかりと精査しながら、対応できるものについては検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 具体的にどの補助金が何とかとかいう話ではなくて、少しで完結するようなものがあれば、住民がやはり2回、3回来るということは、それだけCO₂を出しながら来るわけですから、SDGsの観点から考えても、これは当たり前の話じゃないかなと思うわけですよ。議員の皆さん、多分分かる、全然普段やってて気づいてないと思うんですけど、4月に政務活動費の請求を私たち申請をします。請求を起こします。たまたま私たちはここにいるからできるだけであって、本来2回に分けてしないといけないんですよ。私たちは1回で終わらせて、あと、日付だけ書くような形になるんですけどね。これを住民の方がもし同じ手続をするのであれば、2回来ないといけないわけですよ、この時点でね。だから、こういうのを少し簡素化できるものがあれば簡素化してほしいなという切実な願いから、今回の質問をしました。ですから、どの補助金・助成金が何とかっていう話じゃないんでね。各皆さんのところにそういう手続のやつ、書類があると思います。窓口に来るときに、そういや2回来なくてもいいんじゃないかなというのが、中にはあると思うんですよ。そういうのがあれば、また皆さんで総務財政課に相談して、簡素化できる部分、簡素化してやれるようにしてあげてくれたら、住民サービスの向上につながるのかなと思ってる質問です。

では、続いて、3番目の個人情報の取扱いについて、質問を移ります。

町の公共工事に伴う各種手続などで、個人情報や住民本人の携帯番号の取扱いについて、町では、住民が各種の手続を行った際に、携帯電話番号に関して、例えば、他の部署の方にその番号を教えとか、例えば、その人が申請した内容は、もう業者さんに関係するようなものであって、その業者さんにその人の携帯電話番号を教えとか、そういった場合はどうなのかなということが主な質問です。今ではもう、固定電話はもうそもそもつけてなくて、携帯電話がもう自分の番号ですよっていう方が多いのが事実です。しかし、携帯電話番号が普通になって、つまり、かけるのが普通にはなってますが、本人の同意を得てるのかどうか。その辺がどうなのかなっていうのを、ちょっと町について考え方をお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 御質問が公共工事に伴うということでしたので、私のほうから公共

工事に伴う関係について説明をさせていただきます。

公共工事に伴う個人情報の取扱いといたしましては、工事に関係する方々の住所・氏名、先ほど話が出ました連絡先ですね。固定電話及び携帯電話、そういったものを取り扱うことが想定をされます。先ほど来話もありましたが、昨今は、公共工事に関連する各調整やお知らせを町や業者が行う場合、固定電話を設置をせず、携帯電話のみの方が昨今多くなっております。あわせて、御自宅を訪問をさせていただいても、なかなか出てきていただけないというような、現実問題として起こっております。こういったことから、緊急時などにアポイントメントが取れずに、工事の進捗に影響が出るような場面も多々出ているような状況でございます。

このような状況下ではございますが、町と請負または受託の事業所双方が町民のプライバシーを最大限に尊重しつつ、事務を取り扱うように取り組んでいかねばならないというふうに考えております。その中で、先ほど御質問がありましたように、個人情報、特に携帯電話の扱いですね。こちらにつきましては、明確にはっきりどういうふうにするっていうところは、まだできてないところもあるかと思えます。そうした中で、町民の方とトラブルになるっていうようなことも事例も発生をしております。そういったところを踏まえまして、町民の方に携帯電話、そういった連絡先等を確認する場合に、当然公共工事の場合は、受託者につきましても守秘義務等がございますので、その方たちにも情報を共有しないと、なかなかスムーズに円滑によい工事というのは、公共工事ができませんので、やっぱり共有する必要があるという観点からいきますと、町民の方にその情報を得るときに、これは必要な場合については、共有制、情報を共有させていただいてよろしいかっていうことですね。やっぱりしっかり確認しないといけないなというふうに考えておりますので、手法としましては、用紙等で書いてもらう場合についても、その中にしっかり注意事項として、こういうことに使わせていただきたい、もしくは、電話で確認するような場合、もしくは、電話連絡があったときに確認するような場合については、その旨を必ず確認をするっていうような徹底を、再度町のほうでルール化をすべきだなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の質問は、たまたまちょっとそういう話があったので、私もお聞きしたんですけど、これ、私自身が議員になる前のときからずっと思っていることがあって、役所というのは、ダイレクトに電話してくるんですね、基本的に、携帯であろうと、固定電話であろうと。いわゆる昔からある公的機関と言われる電話会社とか、電力会社とか、バス会社とかいうのは、本人に「連絡していいですか」という通知が先に来るんです。直でかけてくるというのは、緊急事態だけです。普通ないんです。でも、役所と銀行関係、金融機関は、ダイレクトに

かけてきます。これ、ちょっとびっくりするんですね。特に吉富町の場合、2411で始まってくれる番号からかかってくれば、役場だと分かるんですけど、部署によっては、2411で始まらない部署の場合は、誰やろうかって、電話出るのちょっと正直怖いんです、僕は。教えてないはずなのに。だけ、登録されてない番号からかかってくるのは。そういう方も多分、今、携帯電話が普及すると、みんな番号入れてますから、そういうこと多々あると思うんですよ。その辺が少し皆さんのほうでも考えていただきたいというのが、今回の質問の本来の趣旨なんです。というのが、ダイレクトに違う部署の方が電話かけてきます。私は「何でお前、番号知ったんか」とか言いませんけど、本当に知らない番号からかかると、出ていいものなのか、緊急なんかどうなのか分からないんですね。でも、安易に電話番号を取り扱ってないかなというのがちょっと心配になったんで、今回質問をさせていただきました。町としての携帯番号取扱いは、何か今から、線引きみたいなのあるんですか。ちょっとそこを、まちづくり課長、ちょっとどうなのか、ちょっとそこだけ一点教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 住民の方の携帯番号を知る機会というのは、やはり各種申請のときに、そういった番号を求めるとき、用紙なりに書いていただいて、そこで把握するということになると思いますが、それは、あくまでもその部署で活用をするものでありますので、目的外の使用というものは、吉富町の個人情報保護条例では禁止といたしておりますので、そういったルールの下で今後行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この件は、ちょっと今、私が言った趣旨を皆さんが理解してくれれば、それでいいかなと思いますので、これ以上質問、あんときはあれが、この質問何とかいうつもりで質問をしてるわけじゃありませんので、そこをもう一度皆さん御理解いただいて、やっぱりかけられる側の気持ちを少し考えて活用してほしいなと思います。

もう一点、ちょっと関連させてほしいんですが、さきの助成申請とかの場合に、工事が必要な場合、業者さんに情報がある程度出さないと、相手のことが分かりませんよね。その中に金融機関とか、本人の家族情報とかいうものが業者さんに行くのか行かないのか、その取り決めて、今ちゃんとあるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 工事の関係でいきますと、うちの建設課が行う工事、それと、上下水道課が行う工事というのが多ございます。請負仕事の場合については、もしくは、町民の方々からの苦情、そういった工事に関連する苦情につきましては、請負工事の場合につきましては、

まずは、受注者が責任を持って対応をするというのが、まずスタンダードなルールでございます。その上で、当然町も、まずは、どういった苦情があって、業者とすればこういう対応をしたんだけれども、なかなか納得を、御理解をいただけないような場合については、当然町も一緒になって協議を進めていきます。それはそれで一つといたしまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、明確な、じゃあ、その方の、例えば家族情報とか、どこまでっていうルールは、今は明確なルールっていうのはございません。どうしても工事をするとき、連絡をするときに、お家に誰がいるのかという話を聞くところがあります。子供さんが日中はいますとか、おばあちゃんが家にいますっていうようなことは聞くことがあるんですが、その場その場に応じての対応を今してる状況で、明確なルールっていうのはないのかなというふうに思っておりますが、先ほど来のお話からいきますと、やっぱりそこもしっかりパターンを分けてルールを決める必要があるなどというふうには考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 吉富町は、やっぱり小さな、先ほども同僚議員も言っていたように、小さな町です。でも、本当に目の見える関係、もうお互いが知ってる関係なんでね。その辺はもう柔軟に対応をしてくださっていると私も思ってるので、これは変な文句でも何でもなく、たまたま工事を頼んで、補助申請か助成がある工事を頼んだときの業者さんが持ってる書類に、自分の金融機関の名前があったような気がしたという人がいらっしまったんで、何でその業者さんが金融機関名知ってるのかなと、ちょっと疑問に思ったと言っていたんです。本当にその人の金融機関名だったのか分かりません。たまたまその金融機関載ってただけなのかもしれません。ちょっとそれを心配した方がいらっしまったんで、今回ちょっと携帯電話と重ね合わせて質問をさせていただきましたんで、その取扱いについては、今後皆さんのほうはしっかりしてくださると思いますので、この件については、これで終わりたいと思います。（「どうする。時間」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） このまま続けます。（発言する者あり）（「切ります。切っていいですか」と呼ぶ者あり）切りたい。（発言する者あり）

じゃあ、暫時休憩いたします。再開は1時5分。1時5分。

午後0時04分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、お昼からまたよろしくお願ひします。

4 番の児童への交通指導についてお聞きします。

生徒へ通学などの交通指導と町における教育上の道徳的な方向性についてお聞きしたいと思いますが、これには若干の説明が必要かと思えます。

今、全国で信号機のない横断歩道で、歩行者がいるにも関わらず止まらない車が、大体 8 割ぐらいあると言われていています。御存じのように、横断歩道に歩行者がいる場合、自動車は停止する義務があり、あくまでも日本の道路では歩行者が最優先であります。

車は安全確認の上で走行してもよいとの方針ですが、しかし現実には J A F が 2 0 2 0 年に全国調査をしたところ、福岡県では 3 1 . 4 %、隣の大分県は 1 5 . 7 %しか止まらないという方がいる。逆に上位の長野県は、7 2 . 4 %と 4 台中 3 台は横断歩道で止まる結果だったということです。

この理由の明確なポイントはないでしょうが、長野県では幼少期から交通教育に力を入れており、横断歩道では手を挙げる。止まってくれた車へ必ず御礼をすると教えているそうです。

車からしても子供にありがとうと御礼をされればうれしいと思います。その教育を受けた子供が今度大人になれば、横断歩道で歩行者がいれば停止するのは当たり前との感覚になるのではないのでしょうか。

吉富町は県境で他の自治体車両の往来が多く、町独自で行ってどれほどの効果があるかは分かりませんが、次の時代への橋渡しのために取り組んではどうだろうかとの思いがあって、今回あえて教育としての交通指導についてお聞きします。

よろしく願います。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 交通指導に対する御指摘をいただき、改めて児童の安全安心を守ることは、教育の根幹であると気を引き締めているところであります。

1 0 月 7 日の小学校全校集会では、日頃から児童の安全を見守っていただいている防犯組合パトロール隊の方、交通指導員、吉富駐在所、吉富南駐在所の警察官により、自転車の乗り方や信号機のない横断歩道の渡り方について指導を行っていただきましたが、その中で信号機のない横断歩道で止まってくれた運転手の方に御礼の気持ちを表すための会釈をしましょうとの話がありました。

本町においても、横断歩道で一時停止をしない車を見かけることがありますが、児童が会釈をすることで運転手の心が和み、一時停止をする方が増えるとともに、この体験を通して児童に御礼の気持ちを伝えることの大切さを学ばせることができることから、吉富小学校では信号機のない横断歩道で止まってくれた運転手の方に御礼の会釈をすることを一つの交通ルールと位置づけ、交通指導を行っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回は、そういう形で子供たちがそういうふうにしてもらえるとうれしいんじゃないかなという気持ちで今回質問をしたわけですが、これ実際に私の体験で、三毛門の樋口モータースのところが、あそこ信号機のない横断歩道なんですけど、あそこでなかなか車が止まらないんですね。歩行者とか自転車がいても。私は必ず止まるようにしているんですけど、私が止まってもなかなか対向車側が止まってくれないんですけど、先日、私が止まったら前の車もすぐ止まってくれて、反対側も、そこ女の子が3人渡って、渡った後に御礼をしていました。大変気持ちよかったです。私たち止まるのは当たり前なんですけど、やっぱり、そういう気持ちが芽生えてくれると温かい町になるのかなと。特にうちの場合は役場の目の前の横断歩道が、本当車が止まらんですよね。そういうなのもね、何かこういうふう子供たちがしてくれるとうれしいなと思いますので、そういう教育をしていただいております。

続いて、2番に行きたいと思います。

同じく自転車における交通ルールと指導についてお聞きしたいんですが、2017年に道路交通法が改正されて、昔とは交通環境が大きく変わりました。そこで、町の教育現場での指導や取組などについてお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 小学校では自転車事故防止のため、毎年5月に小学1年生と4年生を対象に交通安全教室を開き、基本的な交通ルールの説明と自転車の安全な乗り方について実技指導を行っております。特に1年生はこの実技指導で車道の左側通行、2人乗りの禁止、夜間のライトの点滅等、正しい自転車の乗り方について習得を行っております。

また、中学校においても、長期休業前には自転車運転に関する交通指導を行い、自転車の迷惑運転に関する苦情があれば、全校集会などで指導を行っております。

先日も自転車の右側通行や2人乗りをするなど、他の方に迷惑をかけている子供を見かけることが多くなったことから、中学校では重大な事故を起こす前に、急遽学年集会を通して、自転車の交通ルール順守について指導を行ったところであります。

このように、本町の小中学校では正しい自転車の乗り方を習得させるための交通指導を継続的に行うことで、子供たちの安全確保に努めています。

日頃から子供たちの安全を献身的に見守っていただいている地域の方々に改めて敬意を表しますとともに、今後も子供たちにとって安全安心な町になるよう、引き続き支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 質問のほうは、今回これで終わりたいと思います。

これら2点は、実を言うとこれは家庭教育なんですね本来は。ですから、これを町の教育現場にこういうふうに質問するのもどうかなどはと思いますが、せっかく、今、小学校での取組ですとか、熱心な教育方針、そして数年前までは本当に中学生の自転車のマナーについて、悪いという評判がありました。2人乗りや道路の横切りとか飛び出し、それらがあつたんですが、最近は本当に全く聞くことがないぐらいになっています。

今、私における限りも本当に今の中学生たちは、多少右側通行、左側通行というのはありますけど、吉富町の場合、道が狭いので、広いほうを通りなさいというふうに小学生に教えている以上は、なかなかそこはまだ行き届いていないのかなと思いますので、今後、中学校のほうでも交通教育というのを進めていただけるということですので、そこはぜひ町民の皆さんにも、住民の皆さんにも分かっていたきたいと思ひまして、今回、質問をさせていただきました。

町の宝である子供たちへ心が籠もる教育を行っていただき、住民を代表して御礼をさせていただきます。また、今後も引き続き御指導をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 一般質問を行います。

今後は、福祉や住民サービス、ニーズの多様化により、町財政を圧迫する中、税金を回すためふるさと納税や様々な取組を行い、少しでも住民の声に応える努力をしている執行部の皆様、今回、空き家の利用活用を行えば、私は町にとって有益になるのではないかと考え、一般質問をします。

5年ごとの総務省住宅土地統計調査によると、2018年実績の空き家件数は、84万9,000戸、30年前の約倍に増えております。空き家を総住宅数で割ったら13.6%、7戸に1戸が空き家であります。

今や社会問題の空き家、自分自身が空き家を持っている。または近所に空き家がある人も多いのではないかと思います。空き家問題の事案の多くは、所有者と近隣住民との認識の違いで起こっています。所有者が空き家を管理しているつもりでも、実際には不十分で、近隣住民が困っている事案が多くあります。所有者は適切に管理したいが、時間とお金的问题があり、なかなか進まないのが現実であろうと思います。

本町でも、前回の調査をもとに取組を行ってきたと聞いております。どのような取組であったか、実績を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

空き家の現状につきましては、新たな調査も必要とは考えておりますが、平成27年8月にて地方創生の基礎調査として実施いたしました空き家等実態の調査が最新のものとなっております。その際、約300件が空き家と思われる家屋と判断されております。

その調査の翌年の平成28年まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合戦略を策定いたしまして、空き家の活用について移住定住施策の推進として、空き家・空き地バンクを立ち上げ運営を行ってまいりました。

これまでの空き家物件登録が15件、うち成約が売買で7件、賃貸で3件でございます。また同年、登録物件の改修の補助制度と売買、賃貸に係る仲介手数料の補助制度を新設いたしまして、空き家・空き地バンク制度の利用促進を図っているところでございます。

老朽危険空き家対策としましては、平成30年町民の安心安全の確保と住環境保全及び良好な景観の維持を図るため、老朽危険空家等除却事業補助金制度を新設いたしました。

周辺の住環境を悪化させ、放置されている空き家の除却について補助金を交付するもので、これまで事前調査3件の申請を受け、2件を補助対象と判定し、うち1件について除却が完了して補助金を交付しているところでございます。

また、空き家の管理について、向野議員さんもおっしゃいますように、その大半は親族の方によって適切に管理をされていますが、庭の草木等の管理が十分に近隣から見て管理されていないというような苦情をお受けすることがございます。その際には、役場から親族の方などに通知をして、適切な管理を促しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） いろんな取組があることは分かりました。

しかし、今後2025年に団塊の世代で75歳を迎えます。団塊ジュニアも遺産相続という現実を迎えます。大量の相続時代を迎えることになり、現在も空きや予備軍が本町にはたくさんあると思います。

そこで、一旦、本町を離れてしまうとなかなか本町の現状が分からないのが現実だと思うんですけども、このもしかして空き家になるのではないかとと思われる方々に、何か情報を流すとか、現在の空き家で、あともう一つ質問として、空き家の相談なんかを吉富町ではどの課に行ったらいいのかとか、その辺をもし分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 本町の空き家対策が円滑に進むように、個人の財産である空き家でございますが、町民の皆さんが何らかの対策を取れるようにと、こういう問題をどうにかしなけ

ればいけないというお気持ちでの御質問かと推察いたします。ありがたく、また身の引き締まる思いでございます。

これまで、空き家・空き地バンク等の周知は既に行っておりまして、先ほどありました御相談等は住民課の窓口でお受けをしているところでございます。この空き家・空き地バンクの周知等なんですけれども、既に空き家や空き地を所有されている方を主にターゲットとしまして、広報掲載や県外にお住まいの方に、本町の固定資産税の納税通知をお送りするような方に対してチラシを同封して、送付をするなどの対策をまいりました。

しかし、議員の御質問の空き家の発生防止という観点から考えますと、今、住んでいる家が空き家になる前に相続財産の確認をされて、また御家族、御親族で話し合いを持っていただくことが必要になってきようかと思っております。

住民の皆様が空き家になる時は、空き家・空き地バンクに登録して、誰かに住んでもらおうとか、空き家になっても退職後は都会から帰ってきて吉富町に戻ってきて住もうとか、今のあるお家に思いを巡らせていただいて、終活をしていただくきっかけをつくることできるように、今後は空き家・空き地バンクの周知のターゲットを持ち家の所有者にまで広げていきたいと考えております。

また、高齢者の方の身近な存在であります包括支援センターや社協の協力もお願いして、そのネットワークも活用していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 国も空き家解消に動き出しました。

一つに、2015年に空き家対策特別措置法が施行され、施行5年間で1万2,000件の特定空き家が除去されました。本町では施行事例はありますか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

本町では特措法にのっとった措置を取ったことはまだございません。本年3月空き家等対策計画を策定し、その中で特定空き家等に対する措置及びその他の対処についても記載はしておりますが、本町において適切な措置が行えるように、例規等の整備も必要であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 空き家対策特別措置法、これは固定資産税が現在空き家だと、それに町長の認定がなれば6倍になるということで、いろんなまた罰則もあると聞いております。

これも、もしそういうようなところで皆さんに分かるようにお知らせができれば、ちょっと考えるのではないかと考えています。

最後の質問に行きます。

今後どのようにして、本町では空き家解消に向けて取組を行いますか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

今後も空き家は増加して、個人の財産であるものの、町が特措法にのっとりた措置を行う必要があるような、適正管理がされていない空き家の数もそれに比例して増加をしていくことが想像されます。

今年9月、空き家に関する各課で老朽危険空き家について、どのように対策をしていくかの協議の場を設けました。関係課が一体となって総合的に取り組むべきとの結論づけを行ったところでございます。

今後、まちづくりの重要な課題として、空き家の活用、除却、発生の予防について、関係課で知恵を出し合って、適切な働きかけが行えるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 最後に意見を言わせてもらいたいと思います。

家という私有財産の遊休や活用で、行政の力ばかり頼るのでは限界が見えております。民間や地域の力が欠かせないと思われれます。一人一人が住まいをどのように終活するのか、もっと目を向けて動き出すことが大切ではないでしょうか。今後も防災、減災の面からも、空き家対策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、所有者不明地についても、16年時点で九州、本土より多くの所有者不明、未登録地と申しますか、そういうのがあります。

本町でも、空き家同様に未登録地を活用してみても、町にとっては有益なことになるのではないかと思います、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これにて、一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時24分散会
